

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

6-4(1) 災害対策の強化にむけて

③非常時における情報提供と避難場所の周知について

緊急時の情報提供については、大阪府域にいるすべての人(旅行者や外国人、高齢者や障がい者)に対して情報発信できるよう、定期的に検証すること。また、避難場所等についても、ハザードマップが掲載されている「おおさか防災ネット」を企業・学校、地域において、啓発活動を行うとともに、ハザードマップの見直しを市町村と連携して取り組むこと。

(回答)

(危機管理室回答)

緊急時の情報提供については、平成25年6月より「おおさか防災ネット」のシステム更新を実施し、緊急速報メール(エリアメール)、公共情報コモンズ、ツイッターでの情報配信機能を追加し、市町村やメディア等に伝達するとともに、より多くの方々に情報が伝わるように改善しました。今後とも幅広い情報伝達に努めてまいります。

また、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等を考慮した市町村のハザードマップ作成など、府として必要な技術的支援を行います。

(福祉部回答)

災害時要援護者に係る支援については、大阪府地域福祉支援計画など福祉に関する行政計画の中で、災害時の安全確保のため、要援護者の把握や避難時の情報提供・行動支援などの市町村の支援体制づくりを促進しています。

(教育委員会回答)

「おおさか防災ネット」については、「学校における防災教育の手引き(改訂版)追加資料」に情報提供の内容、登録方法等について記載しており、本手引きは、政令市を除く府内公立学校に配付するとともに現在府教育委員会保健体育課のホームページに掲載し周知を図っております。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 災害対策課・防災企画課

福祉部 福祉総務課

教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課